

自動販売機設置の市有財産賃貸借契約 に関する覚書(案)

貸付人 周南市(以下「甲」という。)と借受人 ○○(以下「乙」という。)とは、自動販売機(以下、「自販機」という。)の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 所在地 | 周南市○○ |
| (2) 地目 | ○○ |
| (3) 貸付地積 | ○㎡ |

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
ただし、特段の事情がない限り、これに続く○回の年度更新をすることができる。

2 乙は、前項に定める貸付期間終了後継続して貸付を希望する場合は、前項に定める貸付期間が終了する1月前までに市有財産借受申込書(継続)を甲に提出しなければならない。

(指定用途)

第4条 乙は、普通財産借受申込書に記載又は添付した使用目的、利用計画などのとおり次の用途に自ら使用しなければならない。

用 途	: 自動販売機設置用地
-----	-------------

(土地貸付料)

第5条 貸付料の年額は、次のとおりとする。

貸付料	○○円
-----	-----

(違約金)

第6条 乙は第3条に定める期間に、本契約に定める義務に違反した場合には、貸付料年額の3倍の金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(売上報告書の提出等)

第7条 乙は、自販機の売上状況を4月から3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに甲が定める売上報告書の様式により、甲に提出しなければならない。

2 甲は、売上報告書の提出を受けたときは、四半期最終月の翌月の月末までに、乙に対し、納入通知書を発送するものとする。

- 3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

(維持管理責任)

第8条 自販機の設置にかかる電気料金は、乙の負担とする。

- 2 商品補充、金銭管理等の自販機の維持管理については、乙が行うこととする。
- 3 自販機の故障、自販機に起因する事故、問合せ並びに苦情については乙の責において対応するものとする。

(貸付物件の維持管理及び保全義務等)

第9条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもつて維持管理、保全、保存しなければならない。

- 2 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするために要する費用は全て乙の負担とする。
- 3 貸付物件内で事故が発生した場合も全て乙の負担と責任において解決するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第11条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(自販機設置の基準)

第12条 乙は、次に掲げる基準により自販機を設置しなければならない。

- (1) 設置する自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名及び連絡先を必ず明記すること。
- (2) 販売する物品等は標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (3) 自動販売機の機種は、省エネ法(「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(昭和54年法律第49号))に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成19年経済産業省告示第289号)に準じ、省エネ対策を施したエネルギー消費効率がよい機種であること。
- (4) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化技術基準」((一社)日本自動販売システム機械工業会)による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (5) 自動販売機を据付ける場合は、「自動販売機一据付基準」(JIS B 8562)及び「自動販売機据付規準」((一社)全国清涼飲料連合会、(一社)日本自動販売協会、(一社)日本自動販売システム機械工業会、日本自動販売機保全整備協会)を遵守し、転倒防止措置を講ずること。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第 13 条 乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点について留意しなければならない。

- (1) 使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製又は金属製とし、概ね 70 リットル以上のものを設置すること。なお、投入口付近には、一般ゴミ投入禁止とリサイクル推進を必ず表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとする。
- (2) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、乙の責任においてこれを行う。処理に当っては、法律または条例の規定に基づき許可を得るなど適切なリサイクルに結びつけ得る業者に委託するものとする。なお、回収頻度についても、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。
- (3) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処理すること。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、公用・公共用等に供するため止むを得ない事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

3 貸付物件を売り払い又は譲与しようとするため、6 ヶ月以上前に乙に通知したときは、この契約を解除することができる。

(有益費の請求権の放棄)

第 15 条 乙は、本契約を終了したとき、自販機設置のために費やした金額その他有益費についてその価格が現存する場合であっても、甲に対し、その費やした金額または増加額の請求を行わないものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(貸付物件の現状変更)

第 17 条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を求めなくてはならない。

2 甲は、乙から前項の請求があったときには、事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(実地調査等)

第 18 条 甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は所要の報告、資料の提出等を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ、又は報告、提出等を怠ってはならない。

(原状回復)

第 19 条 本契約が終了したときは、乙は自己の責任において原状に回復するとともに、甲の指定する期日までに明け渡さなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、周南市を管轄区域とする山口地方裁判所周南支部とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 周 南 市

周南市長 藤 井 律 子

乙 住 所

氏 名